

支援機関マップについて

1 支援機関マップ作成の目的

三条市が目指す乳幼児から就労・自立に至るまで切れ目のない総合的な支援を行うために、地域でどのような支援が利用でき、どのような専門機関や窓口が存在しているかを取りまとめ、その情報を要支援者に対して効果的に周知し、活用してもらうことを目的に作成する。

2 支援機関マップの構成及び内容

・地域の支援機関を一覧できる概要図・・・資料2

・個別支援機関の詳細を示した詳細カルテ・・・資料3

○詳細カルテの記載項目

①概要図参照番号、②分類、③施設名、④住所、⑤電話番号／FAX、⑥e-mail、⑦HP、
⑧施設の役割、⑨受付日・時間、⑩対象年齢、⑪支援内容、⑫支援体制、⑬対応可能地域、
⑭費用、⑮予約の有無、⑯交通手段、⑰駐車場の有無

3 掲載する関係機関の範囲

子ども・若者総合サポート会議に参画する構成機関を基本とする。(詳細資料4のとおり)

4 作成部数

内閣府委託事業者（野村総研）と調整中

5 配布方法

(1) 市民向け配布窓口（当事者やその家族等が手に取りやすい場所に設置）

三条市役所福祉課福祉総合窓口

栄庁舎子育て支援課

下田サービスセンター総合窓口グループ

青少年育成センター

(2) 関係機関用

市内幼稚園、保育所（園）、小中学校、高等学校、特別支援学校、相談支援事業所ほか

(3) 市のホームページで公開

6 スケジュール

- | | |
|----------------------------------|----------------------|
| (1) 関係機関へ詳細カルテの作成依頼 | 平成 22 年 11 月 10 日（水） |
| (2) 関係機関から詳細カルテの提出期限 | 平成 22 年 11 月 26 日（金） |
| (3) 概要図作成 | 平成 22 年 11 月 30 日（火） |
| (4) 詳細カルテの点検及び入力 | 平成 22 年 12 月上旬～中旬 |
| (5) 内閣府委託事業者（野村総研）へ詳細カルテ及び概要図の提出 | 平成 22 年 12 月 17 日（金） |
| (6) 支援機関マップ印刷・配付 | 平成 23 年 3 月下旬 |
| (7) 市ホームページに掲載 | 平成 23 年 3 月下旬 |